

# 飯盛靈園組合 施設管理基本計画



令和2年4月

令和3年12月改訂

飯盛靈園組合

# 目 次

第1章 計画策定の背景と位置づけ	
1. 経緯	4
2. 計画策定の目的	4
3. 計画の位置付け	4
4. 計画期間	4
第2章 斎場	
1. 施設の概要	5
2. これまでの経緯	5
(1) 設立からの経過	5
(2) 火葬件数の増加	5
(3) 高齢化の進行	6
(4) 周辺地域の人口増加	6
3. 今後の斎場整備に関する考え方	8
(1) 今後の死亡者数の見通し	9
① 近年の死亡者数の状況	9
② 今後の死亡者数の見通し	9
③ 今後の火葬件数の見通し	10
(ア) 関係市の火葬率	10
(イ) 関係市の火葬件数の見通し	10
(ウ) 関係市以外の火葬件数の見通し	11
(エ) 本斎場での火葬件数の見通し	11
④ 必要とされる性能	12
(ア) 火葬炉の規模	12
(イ) 火葬炉の性能	13
(ウ) その他の設備の機能向上	13
4. 火葬場の更新スケジュール	14
(1) 建物の耐用年数	14
(2) 火葬炉の耐用年数	14
(3) 更新の時期	15
5. 施設整備費用の見通し	15
(1) 更新費用の試算	15
(2) 財源の状況	16
6. その他の検討事項	16
(1) 運営形態	16
(2) 災害等への備え	16

### 第3章 墓所

1. 施設の概要	17
2. これまでの経過	17
3. 現状と課題	18
(1) 既存施設の状況	18
(2) 近年の状況	18
4. 今後の墓地経営のあり方	19
(1) 既存施設の維持・管理	19
① 施設管理台帳の整備	19
② 定期的な点検	19
③ 施設整備計画の作成	20
(2) 未整備区画の活用	20
① 墓地ニーズ調査	20
② 将来の墓地需要の推計	20
③ 未整備区画活用の方向性	24
5. 財政状況について	25
(1) 歳入の状況	25
(2) 歳出の状況	26
(3) 今後の見通し	27
① 歳入	27
(ア) 霊地使用料	27
(イ) 維持費	27
(ウ) 歳入全体の見通し	28
② 歳出	28
(ア) 整備費用の推移	28
(イ) 整備費用の内訳	29
(ウ) 今後の整備費用	29
(4) 財源の確保	30

### 第4章 公園

1. 施設の概要	31
2. 課題	31
(1) 施設の老朽化	31
(2) 植栽	31
(3) 交通設備	31
(4) バリアフリー化	31
3. 整備方針	31
(1) 公園整備の方向性	31
(2) 計画的な管理	32

## 第5章 災害時の対応

1. 本霊園が被害を受けた場合 -----	33
(1) 斎場 -----	33
① 火葬炉及び斎場建物等の点検 -----	33
② 斎場専用道路の点検 -----	33
(2) 墓園及び公園 -----	33
① 墓園の点検 -----	33
② 園内道路・公園等の点検 -----	33
2. 火葬能力を超える死亡者が発生した場合 -----	33
3. 感染症等による死亡者が発生した場合 -----	33
資料 お墓に関するアンケート調査報告書 -----	34

# 第1章 計画策定の経緯と位置づけ

## 1. 経緯

本組合は大阪府東部、奈良県との境界近くの四條畷市下田原地区に位置し、守口市、門真市、大東市及び四條畷市(以下「関係市」といいます。)で構成する一部事務組合として、昭和40年3月に発足しました。当時は、高度経済成長期を迎えた時代であり、大都市大阪の衛星都市として急激な人口流入とそれに伴う都市化が進み、都市機能や生活環境の整備などに重点的に取り組んだ時期にありました。このような中、墓地や火葬場の不足を補うために霊園事業を共同で始めることで合意し、事業をスタートしました。

開業以来、順次墓所の拡張工事や公園整備などの事業を継続しながら維持管理に努め、平成27年には50周年を迎えたところです。

拡張事業につきましては、平成15年に事業認可を受けた南地区(14.7ha・4,600区画)の造成工事を終え、そのうち12区、13区の一部の区画整備を終えると完了となります。

## 2. 計画策定の目的

当初の造成計画の達成を目前に控え、その後は維持管理の時代を迎えることとなります。開業当初からある区画については50年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

また、年々移り変わる祭祀に対する考え方にも対応した経営が必要となってきました。

これらに対応するためには、長期的視点に立った施設管理の基本的な方向性を示し、今後の飯盛霊園組合の運営の指針を作成する必要があります。

## 3. 計画の位置付け

本計画は、関係市の都市計画で定められた公園墓地としての用途に基づき定められるものであり、この理念に基づいて斎場、霊園等の各分野別の計画を定めていきます。

## 4. 計画期間

計画の期間は、令和2年度(2020年度)から令和31年度(2049年度)までの30年間とします。  
なお、市民ニーズや社会状況の変化等を把握のうえ、10年ごとの見直しを行います。

## 第2章 斎場

### 1. 施設の概要

土地	敷地面積 : 11,404.91 m <sup>2</sup> (駐車場 64 台分)
建物	構造 : 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 延床面積 : 2,566.71 m <sup>2</sup> 平成5年築(築27年)
施設内容	火葬炉 : 大型炉 10 基、補助炉 1 基、予備スペース 2 基分 告別室 : 3 室、収骨室 : 2 室、霊安室 : 1 室 待合ホール : 1 ホール、待合室 : 2 室、軽食コーナー : 1 室

### 2. これまでの経過

#### (1) 設立からの経過

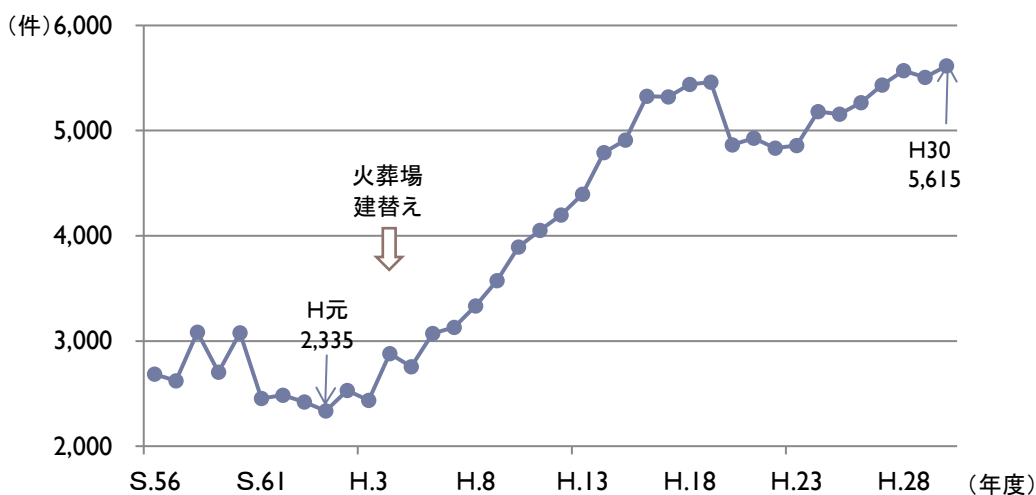
本組合の斎場については、昭和41年に事業認可を受け、昭和43年に竣工し事業を開始しました。その後、施設の老朽化等に伴い、平成5年に現行の施設に建て替えを行い現在に至っています。以降、適正な維持管理を行いながら運営を続けてきましたが、供用から27年が経過しており老朽化が進行しています。

#### (2) 火葬件数の増加

平成に入ったころから少子高齢化の進行や周辺地域の人口増加等に伴い、火葬件数が増加してきています。平成20年度に枚方市の斎場が更新され、一時的に減少しましたが、その後また増加傾向にあります。(図1参照)

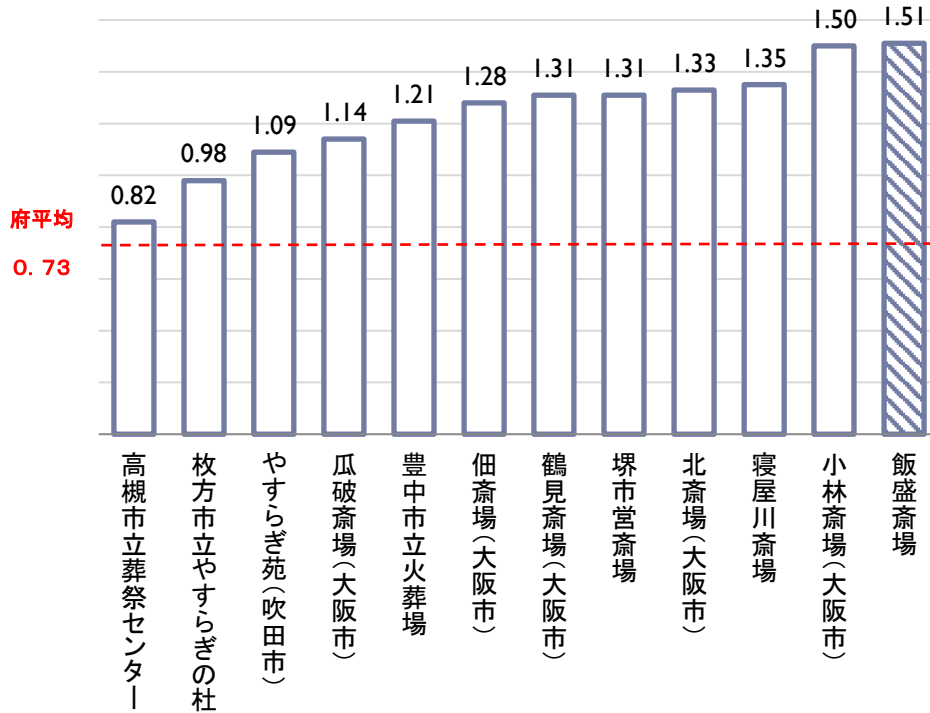
件数の増加に伴い、火葬炉の稼働割合も年々増加し、平成29年度の大阪府調査では府内で最も高い稼働率となっており、現行火葬炉にも大きな負担となっています。(図2参照)

図1. 火葬件数の推移



(組合統計資料より)

図2. 火葬炉1基あたりの1日の火葬件数(上位12斎場・平成29年度)

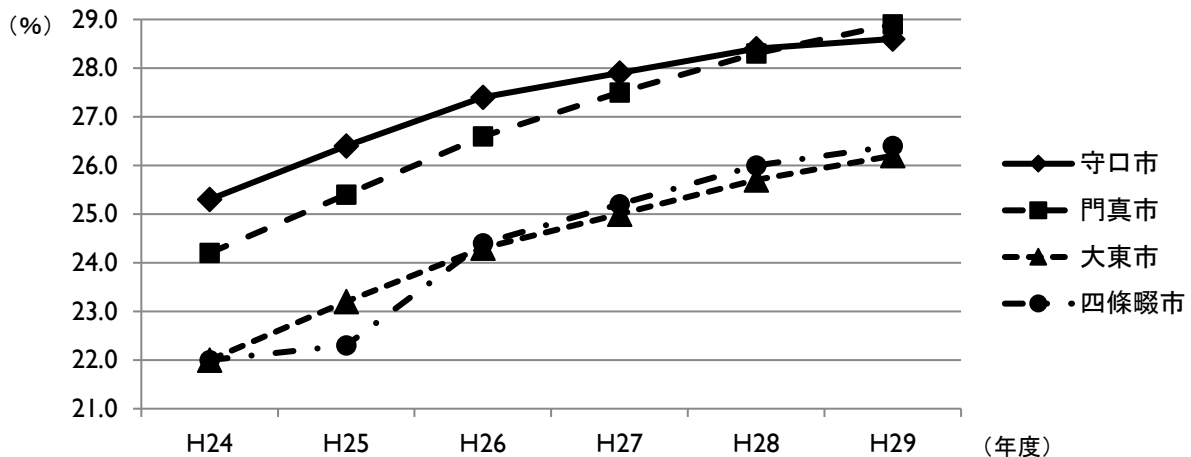


(大阪府調査)

### (3) 高齢化の進行

近年、関係市内の人口が減少してきているにも関わらず、火葬件数が増加している主な原因としては、高齢化の進行が考えられます。近年の関係市における高齢化の状況は図3のとおり年々増加してきています。

図3. 関係市における高齢化率の推移



(「もりぐち高齢者プラン 2018」、「いきいきかどま高齢者プラン 2018」、「第7期大東市総合介護計画」、「なわて高齢者プラン 2018」)

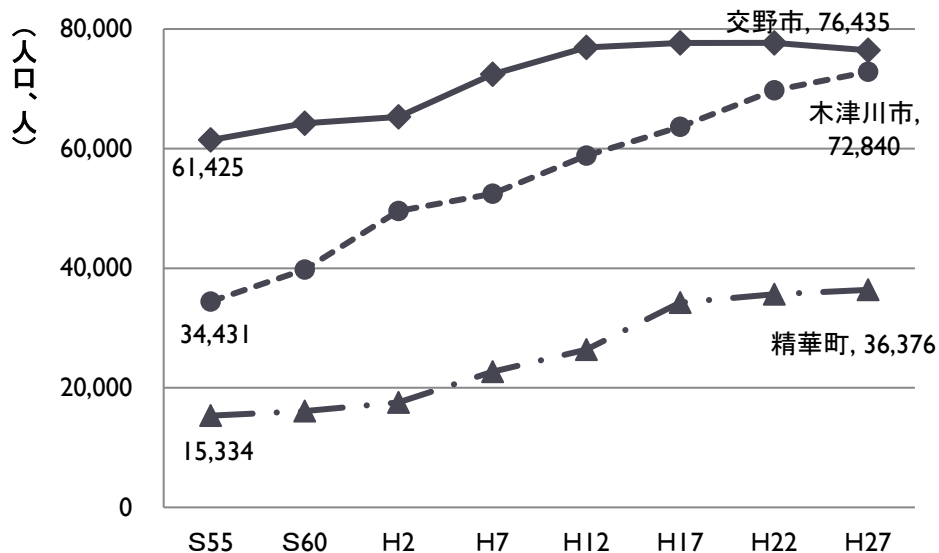
### (4) 周辺地域の人口増加

本斎場では関係市民以外の火葬件数が約3割を占めています。(表1参照)この割合は大阪府内の斎場の中でも非常に高い割合であり、他の斎場に比べて多くの市外者の受入れを行っています。

これは、周辺に交野市や京都府南部の市町村のように火葬場を持たない市町村があり、また、奈良市の

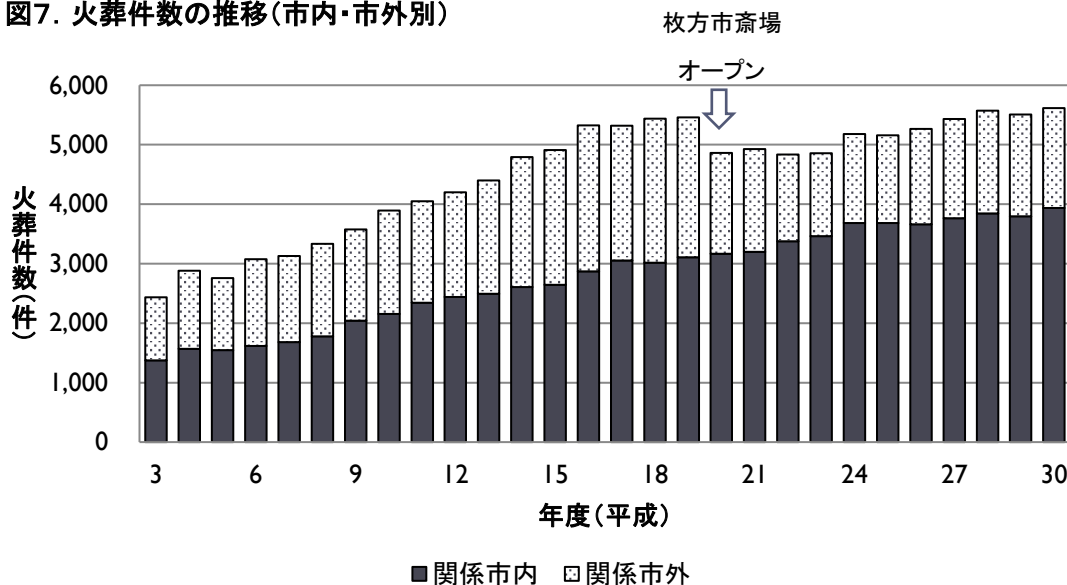


図6. 周辺地域の人口の推移



(各市町統計資料 国調人口)

図7. 火葬件数の推移(市内・市外別)



(組合統計資料)

### 3. 今後の斎場整備に関する考え方

開業してから約 50 年間、本斎場は関係市内唯一の火葬場として業務を行ってきました。また、前述したとおり、関係市以外の周辺市住民にとっても必要な施設として重要な役割を担ってきたところです。

通常、火葬場の新設には地元住民の反対も多く、都市化が進んだ周辺市の状況からすると、新たな火葬場が周辺市にできる可能性は極めて低いため、今後も関係市周辺地域において、これまでと同様の役割を果たしていかなければなりません。

また、市外者については、現在、奈良市において新火葬場の建築が進められており、これが完成すると周辺市民の受入件数は減少すると思われませんが、これ以外に火葬場更新等の動きはなく、一定数の市外者の受け入れを担っていかなければならない状況が続くと思われします。

ただし、今後予想される火葬件数の増加に対処していくためには大幅な設備投資を行う必要があり、この設備投資費用の詳細を積算する中では、市外者の受け入れ数に一定の制限を行わなければならない

ことも考えられます。斎場整備計画策定に当たっては、今後の収支比較を綿密に行い、制限の必要性について検討していきます。

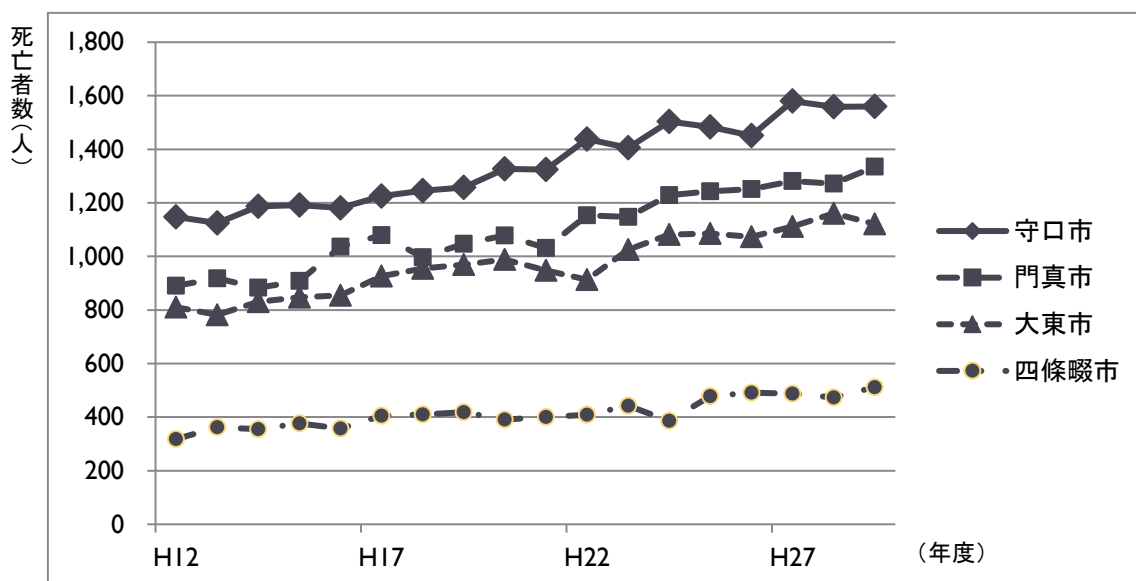
### (1) 今後の死亡者数の見通し

今後、超少子高齢化社会の進行により、さらなる死亡者の増加が見込まれています。火葬業務は死亡者数の動向に直接的に結びついていることから、今後の死亡者数の動向について予測します。

#### ① 近年の死亡者数の状況

関係市の死亡者数は図8のとおり、すべての市において増加傾向にあります。

図8. 関係市の死亡者数の推移



(関係市統計資料より)

#### ② 今後の死亡者数の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が出している「日本の将来推計人口 平成29年推計」によると、しばらく少子高齢化は進行し、全国死亡者数推計では表2のとおり令和22年(2040年)頃まで増加し、その後緩やかに減少していくと予測しています。この増減割合を平成28年度の関係市の死亡者数をもとに予測した将来死亡者数推計を求めたものが表3になります。

表2. 全国死亡者数推計(死亡中位の場合) (国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」より)

	H28 (2016)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
全国死亡者数 (千人)	1,312	1,414	1,522	1,603	1,659	1,679	1,652	1,596	1,561	1,562	1,557
H28ベース 増減率	1.000	1.078	1.160	1.222	1.264	1.280	1.259	1.216	1.190	1.191	1.187

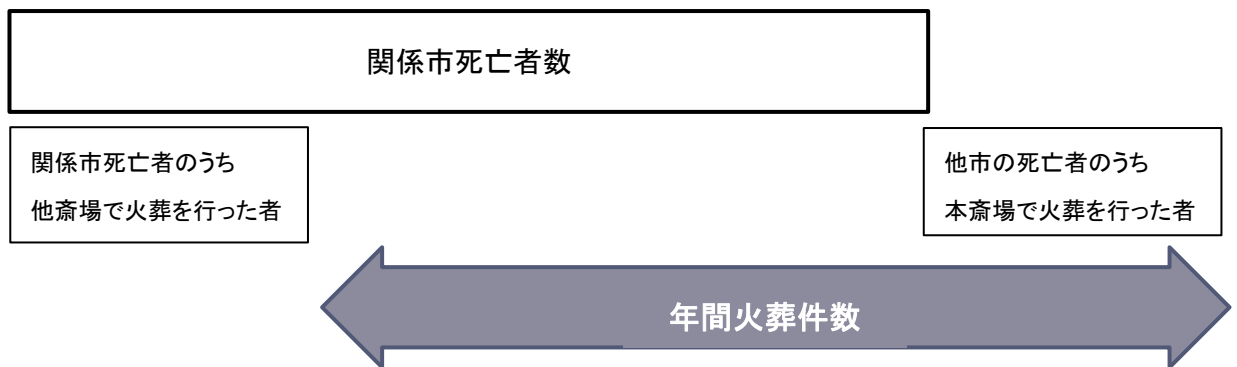
表3.関係市の死亡者数推計 H28 死亡者数(関係市統計数値)をベースに表2の増減率を乗じて算定 (人)

	H28 (2016)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
守口市	1,559	1,681	1,808	1,905	1,971	1,996	1,963	1,896	1,855	1,857	1,851
門真市	1,272	1,371	1,476	1,554	1,608	1,628	1,601	1,547	1,514	1,515	1,510
大東市	1,161	1,252	1,347	1,419	1,468	1,486	1,462	1,412	1,382	1,383	1,378
四條畷市	473	510	549	578	598	605	596	575	563	563	561
関係市 計	4,465	4,814	5,180	5,456	5,645	5,715	5,622	5,430	5,314	5,318	5,300

### ③今後の火葬件数の見通し

本斎場での火葬件数については、「関係市死亡者数」をベースに、「関係市死亡者のうち他斎場で火葬を行った者」の数を差し引き、「他市の死亡者のうち本斎場で火葬を行った者」の数を加えたものとして算定します。(図9参照)

図9. 年間火葬件数 イメージ



#### (ア)関係市の火葬率

過去5年間に於ける関係市の火葬率(全死亡者数に占める飯盛斎場での火葬件数の割合)は表4のとおりとなっています。

表4. 過去5年間の関係市火葬率

	H26	H27	H28	H29	H30	5年平均
守口市	77.9%	77.4%	79.4%	77.1%	76.6%	77.7%
門真市	90.5%	90.1%	88.4%	86.7%	87.1%	88.6%
大東市	86.1%	86.3%	85.3%	86.1%	85.8%	85.9%
四條畷市	90.2%	94.2%	89.8%	91.9%	91.2%	91.5%

(飯盛霊園組合 統計資料より)

#### (イ)関係市の火葬件数の見通し

表3の関係市の死亡者数推計に、過去5年間の平均火葬率を乗じて、今後の関係市の火葬件数を推計すると、表5のとおりとなります。

表5. 関係市の火葬件数の見通し

(件)

	H28 (2016)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
守口市	1,211	1,306	1,405	1,480	1,531	1,551	1,525	1,473	1,441	1,443	1,438
門真市	1,127	1,215	1,308	1,377	1,425	1,442	1,418	1,371	1,341	1,342	1,338
大東市	997	1,075	1,157	1,219	1,261	1,276	1,256	1,213	1,187	1,188	1,184
四條畷市	433	467	502	529	547	554	545	526	515	515	513

関係市・計	3,768	4,063	4,372	4,605	4,764	4,823	4,744	4,583	4,484	4,488	4,473
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

## (ウ) 関係市以外の火葬件数の見通し

平成28年度の関係市以外の火葬件数をベースに、表2の「平成28年度ベース増減率」を乗じて推計すると、表6のとおりとなります。ただし、奈良市においては、令和3年に新斎場がオープンする見込みであり、その影響により、奈良市民の火葬件数が80%減少するものとして算定しました。

その他の市町村については火葬場の新設等の動きがあれば随時見直すこととします。

表6. 関係市以外の火葬件数の見通し

(件)

	H28 (2016)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
交野市	141	152	164	172	178	180	178	171	168	168	167
枚方市	15	16	17	18	19	19	19	18	18	18	18
寝屋川市	10	11	12	12	13	13	13	12	12	12	12
大阪市	38	41	44	46	48	49	48	46	45	45	45
その他大阪	65	70	75	79	82	83	82	79	77	77	77
木津川市	465	501	539	568	588	595	585	565	553	554	552
笠置町	24	26	28	29	30	31	30	29	29	29	28
精華町	195	210	226	238	246	250	246	237	232	232	231
八幡市	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4
その他京都	99	107	115	121	125	127	125	120	118	118	118
奈良市	522	563	121	128	132	134	131	127	124	124	124
生駒市	80	86	93	98	101	102	101	97	95	95	95
その他	67	72	78	82	85	86	84	81	80	80	80
市外合計	1,724	1,858	1,515	1,595	1,651	1,673	1,646	1,586	1,555	1,556	1,551

## (エ) 本斎場での火葬件数の見通し

以上の結果から、今後50年間における本斎場での火葬件数の見通しについては、表7のとおりとなり、令和22年度(2040年度)にピークを迎え、年間火葬件数は6,496件となる見込みです。

表7.本斎場での火葬件数の見通し

(件)

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
守口市	1,211	1,306	1,405	1,480	1,531	1,551	1,525	1,473	1,441	1,443	1,438
門真市	1,127	1,215	1,308	1,377	1,425	1,442	1,418	1,371	1,341	1,342	1,338
大東市	997	1,075	1,157	1,219	1,261	1,276	1,256	1,213	1,187	1,188	1,184
四條畷市	433	467	502	529	547	554	545	526	515	515	513
関係市外	1,724	1,858	1,515	1,595	1,651	1,673	1,646	1,586	1,555	1,556	1,551
合計	5,492	5,921	5,887	6,200	6,415	6,496	6,390	6,169	6,039	6,044	6,024

## ④必要とされる性能

今後増加が予測される火葬件数には現行の火葬炉で対応するのは困難と思われます。必要とされる性能・規模などについて予測します。

## (ア)火葬炉の規模

前項で予測したとおり年間火葬件数は令和22年度(2040年度)に6,496件に達し、以降少しずつ減少していくことが予測されています。これを、1日当たりの件数(1年を364日として計算)に換算したものが表8になります。

表8. 1日当たりの火葬件数の見通し(年通し)

(人/日)

	H28 (2016)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
火葬件数	15.1	16.3	16.2	17.0	17.6	17.8	17.6	16.9	16.6	16.6	16.5

また、通常火葬件数は通常夏期に減少し冬期に増加する傾向があるため、季節変動を考慮する必要があります。表8の年通しの一日当たり火葬件数を平成27年度の季節変動実績で割り振ったものが表9になります。

表9. 1日当たりの火葬件数の見通し(月ごと)

(人/日)

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)	R47 (2065)
4月	15.2	16.4	16.3	17.2	17.7	18.0	17.7	17.1	16.7	16.7	16.7
5月	13.8	14.9	14.8	15.6	16.1	16.3	16.1	15.5	15.2	15.2	15.2
6月	13.0	14.0	13.9	14.7	15.2	15.4	15.1	14.6	14.3	14.3	14.3
7月	13.8	14.9	14.8	15.6	16.1	16.3	16.1	15.5	15.2	15.2	15.2
8月	14.4	15.5	15.4	16.2	16.8	17.0	16.7	16.1	15.8	15.8	15.7
9月	14.1	15.2	15.1	15.9	16.5	16.7	16.4	15.8	15.5	15.5	15.5
10月	14.2	15.3	15.2	16.0	16.6	16.8	16.5	15.9	15.6	15.6	15.5
11月	15.6	16.8	16.7	17.6	18.2	18.4	18.1	17.5	17.1	17.1	17.1
12月	16.8	18.1	18.0	19.0	19.7	19.9	19.6	18.9	18.5	18.5	18.5
1月	17.4	18.7	18.6	19.6	20.3	20.6	20.2	19.5	19.1	19.1	19.1
2月	17.3	18.0	18.5	19.5	20.2	19.7	20.1	19.4	19.0	18.3	18.9
3月	15.6	16.8	16.7	17.6	18.2	18.4	18.1	17.5	17.1	17.2	17.1

現行の火葬業務では全火葬炉10炉を1日平均1.8回転とし、18件を上限に運転していますが、表9に示すように、1日当たり火葬件数は令和18年1月には20件を超え、全火葬炉を2回転させても追いつかなくなり、ピークを迎える令和23年1月には20.6件に達することが予測されます。

現行の運転管理状況から1日2回転までが限界であるため、将来火葬炉の数が不足することが想定されます。現行の火葬炉の老朽化等も考慮すると早急に大規模改修工事を行い、同時に増炉を行う必要があります。

#### (イ)火葬炉の性能

今後の火葬場運営に関しては、非常に過密なスケジュールをこなす必要があることから、これに耐えうる火葬炉の性能が求められます。一定時間内に遺体や柩などを燃焼させる能力を有しつつ、排出ガス中のばい煙、悪臭等については公害防止関係法令等に定める基準を遵守しなければなりません。

また、耐火煉瓦の更新などのメンテナンスの手間や費用がかからないなど、長期的な観点でのランニングコストの削減についても検討していく必要があります。詳細については、斎場整備計画において最近の事例等を参考にしながら検討を行います。

#### (ウ)その他の設備の機能の向上

火葬を行う際には、火葬前に告別式を、火葬後に収骨を行います。現在告別室が3室、収骨室が2室ありますが、これらの施設については、建設当初の想定件数で配置されたもので、現在ではその倍以上の件数をこなしていることから、増室が必要となっています。しかしながら、建物内のスペースに限りがあることから、火葬前後の工程を効率的に行うためには、これらの部屋の配置や役割を見直すなどフレキシブルに活用する必要があります。(図10参照)



## (2)火葬炉の耐用年数

火葬炉については、平成5年の更新以来、消耗部品の交換等のメンテナンスを行いながら運転し続けてきましたが、火葬炉本体は老朽化が進んでいます。統計資料(特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会 2003年)では火葬炉の更新年数は15年以上20年未満(32.2%)が最も多くなっており、税法上の耐用年数「火葬設備:16年」と概ね一致しています。本組合の火葬炉は、28年が経過しており、現時点で大幅に耐用年数を超えています。(表10参照)

表10. 斎場の耐用年数

	耐用年数	耐用年数 満了年	本斎場の経過年数
建 物	30年～40年	令和5年(2023年)～ 令和15年(2033年)	27年
火葬炉	15年～20年	平成20年(2008年)～ 平成25年(2013年)	

## (3)更新の時期

火葬炉の更新については、現段階で耐用年数をオーバーしており、建物についても耐用年数が近づいてきているとともに、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により火葬件数が増加しており、早急に環境対策等も併せて考える必要が出てきたことから、建て替えを行うこととします。

## 5. 施設整備費用の見通し

### (1)更新費用の試算

今後必要になる施設整備については、火葬炉更新工事や斎場更新工事などの大規模なもののほか、施設の維持管理に必要な費用を算定する必要があります。この費用については、採用する火葬炉の規模や方式などにより大きく異なることから、斎場整備計画において詳細を決定する際に検討していくこととします。

### (2)財源の状況

更新費用の元となる財源については、火葬炉使用料収入が主なものとなります。この使用料については今後の設備投資等の歳出の増加を想定し、平成30年10月に関係市外受入分(大人)の料金を1体70,000円から100,000円に改正したところです。

また、この使用料収入を補うものとして、関係市からの分担金があります。分担金については、関係市への財政負担をなるべく抑えつつ、大きな変動がないように調整し、当面は平成30年度ベース(約6,000万円)を維持できるよう財政運営を行うこととしています。

さらに、現状では斎場整備に関する国等の補助制度が無いことから、長期的な財政運営を行う中で、余剰金を斎場整備基金に積み立て、大規模工事時の一時的な支出や借入れをなるべく少なくするように計画します。

## 6. その他の検討事項

### (1) 運営形態

本斎場では、平成5年の新斎場供用開始を契機に、直営方式から民間委託方式へと転換しました。

効率的な運営を行うため、様々な合理化を進めてきましたが、一方で火葬件数の増加に伴い職員の負担も大きくなってきており、平成27年度より職員数の増員を行いました。

今後においても、炉の運転管理などの業務については専門性が高く、相当の技術・経験を要するものであるため、民間の力を活用しながら運営していくこととなります。

今後の運営形態については、様々な事例を検証し、斎場整備計画で検討を行います。

### (2) 災害等への備え

火葬炉そのものについては、地震には強くできており、平成7年(1995年)の阪神淡路大震災や平成30年(2018年)の大阪北部地震の際にも運転を続けることができました。しかしながら、今後予測される南海トラフ地震や生駒断層地震などの大規模な地震が発生し、斎場が被災したり電気・水道の供給が絶たれた場合などの対策を事前に検討しておくことが必要です。詳細については災害時対応計画において検討を行います。

### 第3章 墓所

#### 1. 施設の概要

本組合の墓所については、昭和43年に供用開始して以来、造成を重ね、現在約21,978区画の墓所があります。近年は、一般的な区画だけでなく、眺望を重視したスロープ墓所や開放的な芝生墓所を整備するなど、時代の風潮に合わせた新しい形態の墓所も供用しています。中でも、平成19年にスタートした合葬墓「虹の丘」は年を追うごとに埋蔵数が増えてきています。

しかしながら、開業から50年以上経過し、園内施設の各所で経年劣化を起こしているところも見受けられます。墓地という性質上、未来永劫管理を継続していく必要があることから、計画的な施設整備が必要とされています。

敷地面積	57.0ha
基本造成済墓所数	24,000 区画
供用済区画数	21,978 区画
許可件数	20,856 区画
虹の丘申込件数	4,321 件 (いずれも令和2年3月末現在)

#### 2. これまでの経過

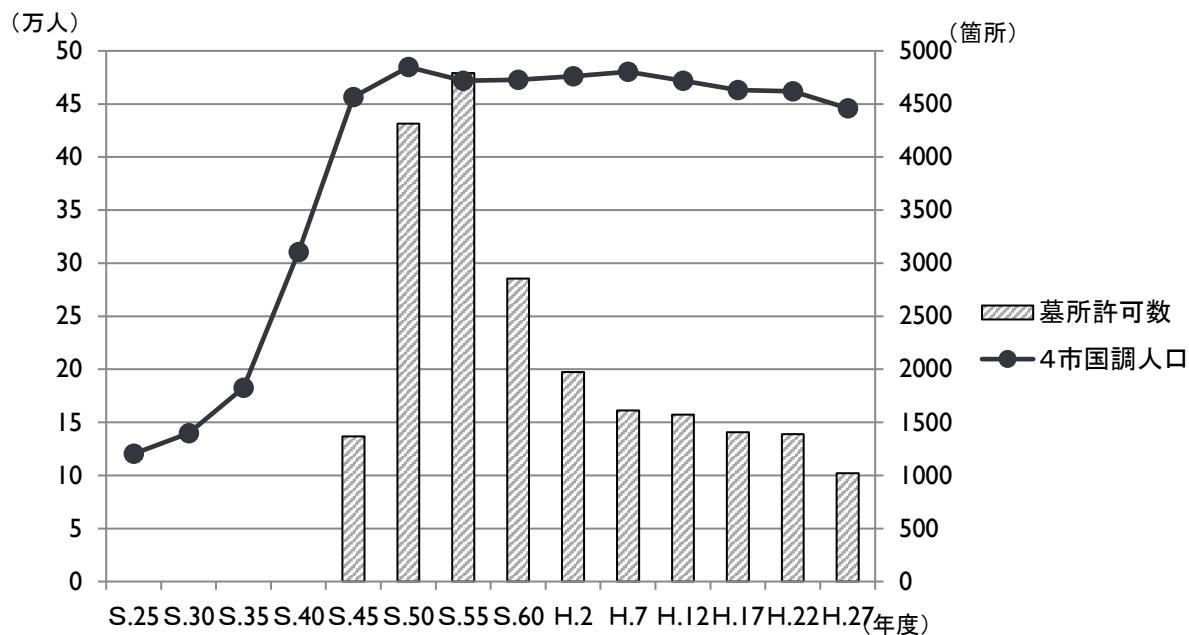
本霊園における墓所の供用にあたっては、昭和40年12月に都市計画決定が行われ、以降3度に渡って区域変更が行われ、区域の拡張が行われました。(表11参照)

この結果、図12に示すとおり、関係市の都市化に伴い増加してきた墓所需要に寄与してきました。

表11. 都市計画決定のあゆみ

年月		墓地公園面積
昭和40年12月 (昭和40年12月)	都市計画決定 (事業認可)	38.5ha
昭和44年12月 (昭和45年3月)	都市計画 区域変更(1ha追加) (事業認可)	39.5ha
昭和63年2月 (昭和63年12月)	都市計画 区域変更(3.1ha追加) (事業認可)	42.6ha
平成8年8月 (平成9年3月) (平成15年2月)	都市計画 区域変更(14.4ha追加) (北地区 事業認可) (南地区 事業認可)	57.0ha

図12. 関係市の国調人口と本霊園における墓所許可数(5年ごと集計)の推移

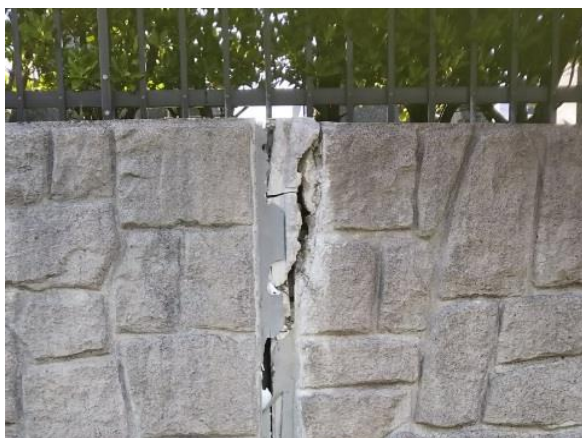


(各市統計資料及び飯盛霊園統計資料)

### 3. 現状と課題

#### (1) 既存施設の状況

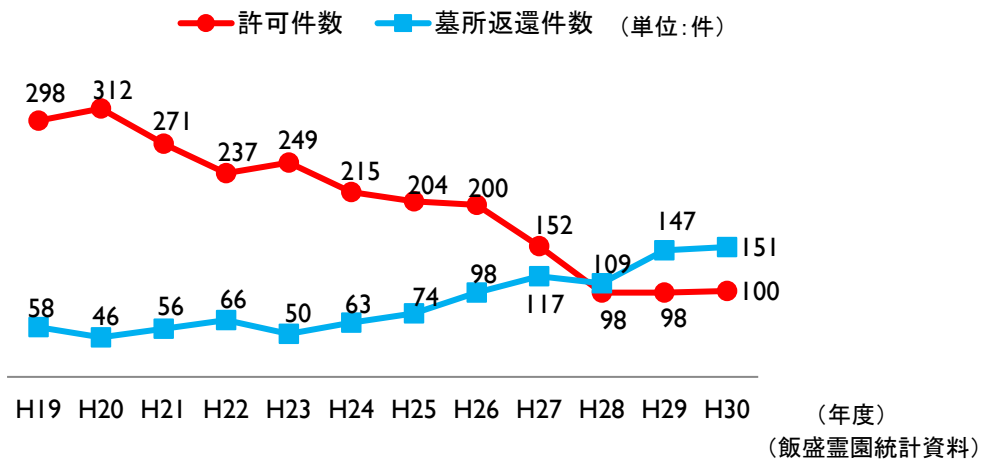
施設の供用開始から50年以上が経過し、擁壁や法面などの土木工作物、道路や水道・電気などのインフラ設備の老朽化が進んでいます。また、開園当初からあるサクラ等の植栽、あずまやや遊具等の公園設備についても、一部更新がなされているものの老朽化が進んでいます。



#### (2) 近年の状況

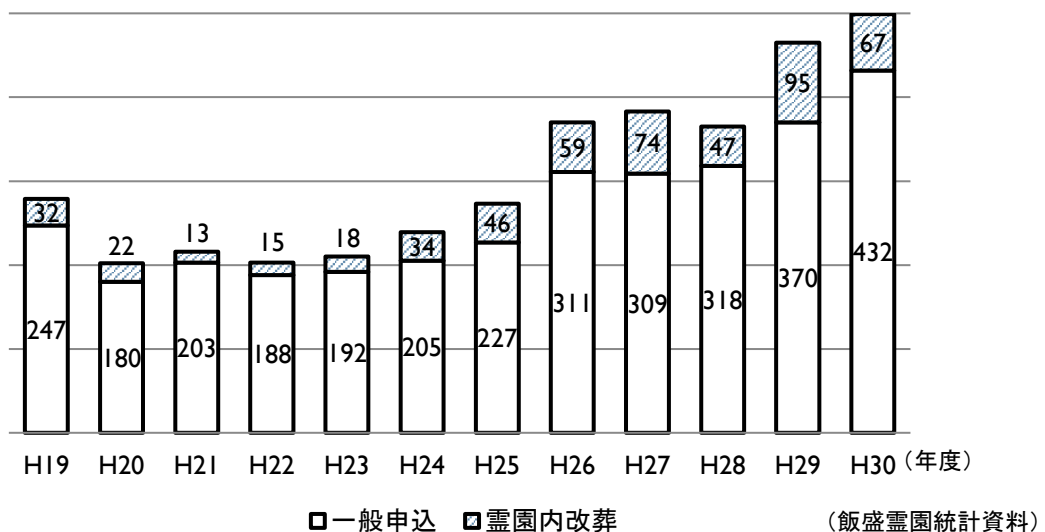
近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化などに伴い、祭祀に対する考え方が変化中、死亡者数が増加しているにもかかわらず、墓所の許可件数は年々減少し、一方で返還墓所は増加しつつあります。(図13参照)

図13. 近年の墓所許可件数と墓所返還数の推移



一方で、合葬墓「虹の丘」の需要は年々増加しています。内訳をみると、一般受付分も増加しているものの、飯盛霊園内の一般墓所を返還して「虹の丘」に改葬する人も増加傾向にあることがわかります。(図14参照)

図14. 近年の合葬墓「虹の丘」の許可件数の推移



#### 4. 今後の墓地経営のあり方

##### (1) 既存施設の維持・管理

未来永劫、墓地として維持管理を続けていくためには、定期的な点検と計画的な管理が必要です。

##### ① 施設管理台帳の整備

施設内の建物、工作物、インフラ、樹木等の台帳を整備し、各施設ごとに効率的な維持管理を行う必要があります。

##### ② 定期的な点検

施設ごとに一定の期間を設けて、定期的に点検を行うことにより老朽化の状況を把握する必要があります。

す。

### ③施設整備計画の作成

点検によって把握した情報をもとに、整備個所の優先順位を設けて計画的な保守・更新を行います。

また、これらの保守・更新に係る費用等の計上についても、長期的な視点に立って計画的に行う必要があります。計画に基づき施設全体の工事を一体的かつ効率的に行うことにより全体的に工事費用を抑えることができます。

## (2)未整備区域の活用

本組合の都市計画において決定された区画数24,000のうち、90%超にあたる21,978区画の供用を行っており、残りの約2,022区画分が未整備区域として残っています。

これらの未整備区域については、これまでと同様の整備を行うのではなく、近年の墓地需要の変化を考慮し、市民ニーズに沿った墓所を整備していく必要があります。

今後の墓地需要を予測するに当たっては、関係市民の墓所に対する考え方を把握することが重要であり、現時点での関係4市の地域性や傾向を調査するためのアンケートを実施しました。

### ①墓地ニーズ調査

民間団体による調査結果や他の自治体による調査結果など参考となるデータは存在するものの、墓地に関する状況や祭祀に対する考え方については地域によって違いがみられます。本霊園に関係する4市の特性を把握するために、独自でアンケート調査を実施しました。このアンケート結果を受け、将来のお墓需要の予測や今後の改善点の参考としました。(別添資料参照)

### ②将来の墓地需要の推計

アンケート結果から得られた、近年の墓地需要を取り巻く環境や墓地に対する市民の意識の変化を考慮し、関係市域の将来の墓地需要を推計しました。その方法については、様々な方式の中で、これまで多くの自治体で用いられてきた実績のある大阪方式を採用しました。

大阪方式

墓地需要数＝死亡者数×定着係数×(傍系世帯率＋取得希望世帯率)／2

死亡者が発生した世帯のうち、定住することを志向した世帯の割合(定着係数)を乗じたのちに、お墓を守る立場にない世帯の割合(傍系世帯率)とお墓の取得を希望している世帯の割合(取得希望世帯率)の平均値を乗じて求める。

- ・死亡者数:各市平成28年度死亡者数に、日本の将来推計人口(平成29年度推計・国立社会保障・人口問題研究所)において推計された将来死亡者数(中位)の伸び率を乗じて求める。
- ・定着係数:アンケート調査問7で「住み続けたい」と答えた人の割合⇒0.693
- ・傍系世帯率:アンケート調査問8で「お墓を守る立場にない」と答えた人の割合⇒0.219
- ・取得希望世帯率:アンケート調査問29でお墓を「取得したい」と答えた人の割合⇒0.080

表12. 大阪方式による算定結果

年度	関係市死亡者 数推計(人)	定着係数	傍系 世帯率	取得希望 世帯率	墓所 需要数	墓所需要 数累計	
2	2020	4,814	0.693	0.219	0.080	499	499
3	2021	4,894	0.693	0.219	0.080	507	1,006
4	2022	4,969	0.693	0.219	0.080	515	1,521
5	2023	5,044	0.693	0.219	0.080	523	2,044
6	2024	5,112	0.693	0.219	0.080	530	2,574
7	2025	5,180	0.693	0.219	0.080	537	3,111
8	2026	5,241	0.693	0.219	0.080	543	3,654
9	2027	5,299	0.693	0.219	0.080	549	4,203
10	2028	5,353	0.693	0.219	0.080	555	4,758
11	2029	5,408	0.693	0.219	0.080	560	5,318
12	2030	5,456	0.693	0.219	0.080	565	5,883
13	2031	5,500	0.693	0.219	0.080	570	6,453
14	2032	5,544	0.693	0.219	0.080	574	7,027
15	2033	5,581	0.693	0.219	0.080	578	7,605
16	2034	5,615	0.693	0.219	0.080	582	8,187
17	2035	5,645	0.693	0.219	0.080	585	8,772
18	2036	5,670	0.693	0.219	0.080	587	9,359
19	2037	5,690	0.693	0.219	0.080	590	9,949
20	2038	5,704	0.693	0.219	0.080	591	10,540
21	2039	5,714	0.693	0.219	0.080	592	11,132
22	2040	5,715	0.693	0.219	0.080	592	11,724
23	2041	5,711	0.693	0.219	0.080	592	12,316
24	2042	5,697	0.693	0.219	0.080	590	12,906
25	2043	5,680	0.693	0.219	0.080	588	13,494
26	2044	5,656	0.693	0.219	0.080	586	14,080
27	2045	5,622	0.693	0.219	0.080	582	14,662
28	2046	5,588	0.693	0.219	0.080	579	15,241
29	2047	5,551	0.693	0.219	0.080	575	15,816
30	2048	5,510	0.693	0.219	0.080	571	16,387
31	2049	5,472	0.693	0.219	0.080	567	16,954

表12の大阪方式により算定した墓所需要数は、関係市民全体に関するものであり、本霊園だけでなく地元管理墓地や民間の墓地等を希望する人の需要も含まれています。そこで、地域全体の墓所需要数に、アンケート調査において本霊園を希望する人の割合(0.429)を乗じ、さらに、個別に埋蔵するタイプの墓所(普通墓所、芝生墓所、シンボルツリー型個別墓所)を希望する人の割合(0.619)を乗じて、本霊園における個別安置型墓所の需要数を算定します。(表13参照)

表13. 本霊園における個別安置型墓所の需要数

年度	墓所 需要数	飯盛霊園 希望率	個別墓所 希望率	個別墓所 需要数	個別墓所 需要数累計	
2	2020	499	0.429	0.619	133	133
3	2021	507	0.429	0.619	135	268
4	2022	515	0.429	0.619	137	405
5	2023	523	0.429	0.619	139	544
6	2024	530	0.429	0.619	141	685
7	2025	537	0.429	0.619	143	828
8	2026	543	0.429	0.619	144	972
9	2027	549	0.429	0.619	146	1,118
10	2028	555	0.429	0.619	147	1,265
11	2029	560	0.429	0.619	149	1,414
12	2030	565	0.429	0.619	150	1,564
13	2031	570	0.429	0.619	151	1,715
14	2032	574	0.429	0.619	152	1,867
15	2033	578	0.429	0.619	153	2,020
16	2034	582	0.429	0.619	155	2,175
17	2035	585	0.429	0.619	155	2,330
18	2036	587	0.429	0.619	156	2,486
19	2037	590	0.429	0.619	157	2,643
20	2038	591	0.429	0.619	157	2,800
21	2039	592	0.429	0.619	157	2,957
22	2040	592	0.429	0.619	157	3,114
23	2041	592	0.429	0.619	157	3,271
24	2042	590	0.429	0.619	157	3,428
25	2043	588	0.429	0.619	156	3,584
26	2044	586	0.429	0.619	156	3,740
27	2045	582	0.429	0.619	155	3,895
28	2046	579	0.429	0.619	154	4,049
29	2047	575	0.429	0.619	153	4,202
30	2048	571	0.429	0.619	152	4,354
31	2049	567	0.429	0.619	151	4,505

表13に示すとおり、今後30年間に本霊園で需要が見込まれる個別安置型の墓所数は4,505区画と推計されました。

現在、整備済み区画における墓所供給可能数は未使用区画が373区画と返還された区画が587区画の合計960区画であるので、このままでは令和8年(2026年)以降には供給ができなくなる計算ですが、実際には墓所返還が増加傾向にありますので、今後の個別安置型の墓所については、需要を十分満たすことができると思われます。(表14参照)

表14. 整備済墓所における供給可能な個別墓所数と将来予測数  
 (墓所返還件数が過去3年間の平均値で推移すると仮定した場合)

年度	墓所需要 予測数 ①	供給可能な個別墓所数		
		整備済み墓所		合計 ②+③-①
		新規 ②	返還 ③	
2 2020	133	373	587	827
3 2021	135		176	938
4 2022	137		176	981
5 2023	139		176	1,022
6 2024	141		176	1,061
7 2025	143		176	1,098
8 2026	144		176	1,134
9 2027	146		176	1,168
10 2028	147		176	1,201
11 2029	149		176	1,232
12 2030	150		176	1,262
13 2031	151		176	1,291
14 2032	152		176	1,319
15 2033	153		176	1,346
16 2034	155		176	1,371
17 2035	155		176	1,396
18 2036	156		176	1,420
19 2037	157		176	1,443
20 2038	157		176	1,466
21 2039	157		176	1,489
22 2040	157		176	1,512
23 2041	157		176	1,535
24 2042	157		176	1,558
25 2043	156		176	1,582
26 2044	156		176	1,606
27 2045	155		176	1,631
28 2046	154		176	1,657
29 2047	153		176	1,684
30 2048	152		176	1,712
31 2049	151		176	1,741

※墓所返還件数は  
 平成29年度147件、  
 平成30年度151件、  
 令和元年度231件  
 ⇒3年平均176件

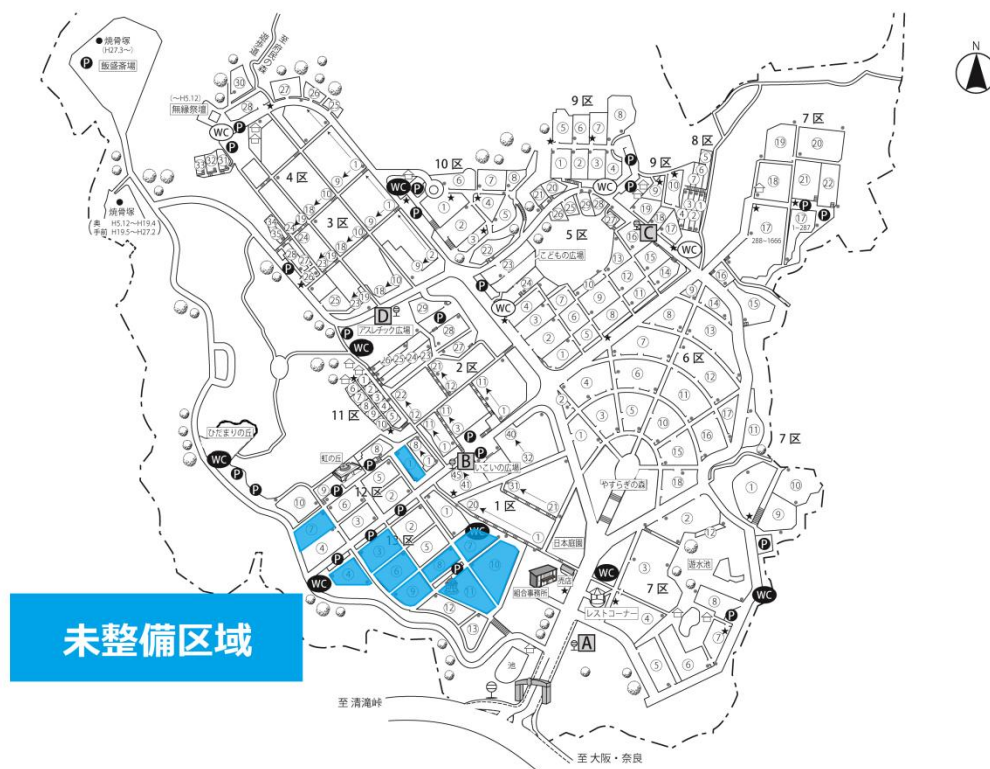
### ③未整備区画活用の方向性

従来型の個別安置型墓所へのニーズは既存の整備済み墓所における返還墓所の活用等により、今後の需要を満たすことがわかりました。

したがって、未整備区域については、近年変わりつつある墓地需要に対応できるよう、全域にわたって新たな形式の墓所として整備していくことができます。

現在の未整備区画は図16に示すところにあり、合計面積は12,519㎡あります。

図16. 未整備区域の位置(令和2年3月現在)



今回行ったアンケートでは、希望するお墓の形態として(問35)、依然として個別安置型の普通墓所を希望する人が多かった(約43%)ものの半数を下回っており、芝生墓所(約15%)、シンボルツリー型個別墓所(約13%)、シンボルモニュメント型合葬墓(約13%)などを希望する人も一定数あり、意見の多様化がみられました。

また、お墓取得に関する心配事については(問41)、「費用」と答えた人が最も多く(約29%)、「お墓の維持・手入れ」(約23%)、「将来の承継者」(20%)、「管理状況」(20%)などの意見も多くみられました。

さらに、お墓に使用期限を設け期限経過後に合葬墓に埋葬する制度については58.9%の人が「賛成」又は「条件次第で賛成」と回答しており、使用期限付き墓所へ理解を示している人も多くみられました。

これらの結果等から、今後の未整備区画の整備方針として、

- ①従来型に比べて、費用面・維持管理面において使用者の負担が小さいもの
- ②効率的な土地利用ができるもの
- ③「緑豊かな自然環境の中で憩いと安らぎのある墓地公園」にマッチしたもの

の3つの基本方針をもとに検討していくこととします。

## 5. 財政状況について

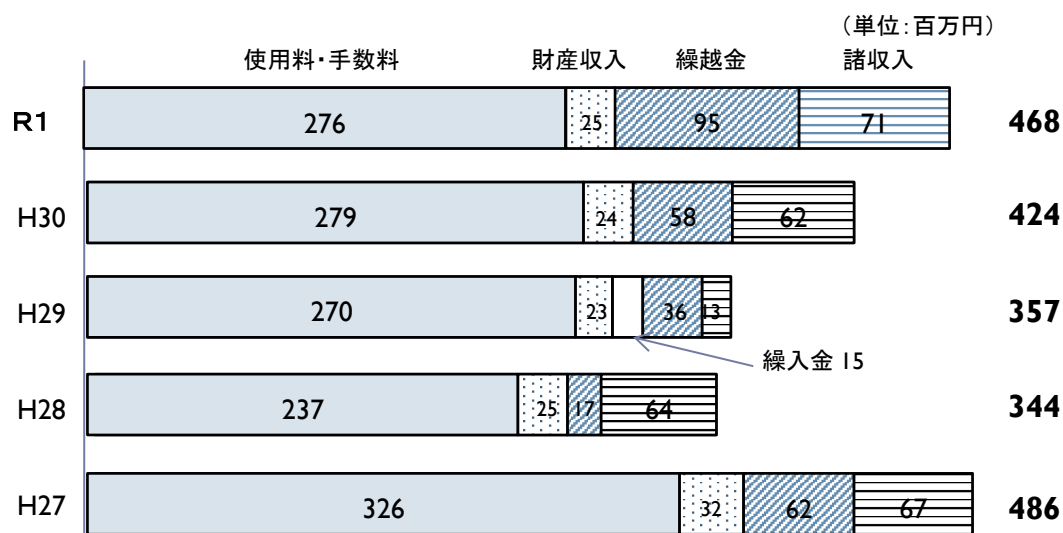
霊園事業については、他の財政上の理由等により、墓苑の維持管理に支障を来たさないよう、他の会計から分離し、特別会計を設置することによって独自の収支を維持しています。

この特別会計の近年の歳入、歳出の状況については、以下のとおりとなっています。

### (1) 歳入の状況

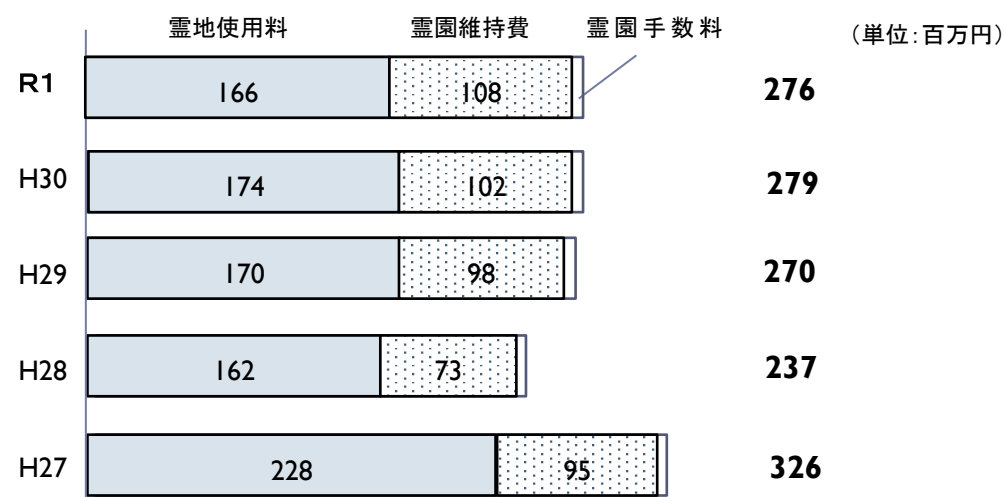
霊園事業特別会計の歳入の内訳については図17のとおりです。

図17. 過去5年間の歳入の内訳(決算、収入済額:令和元年度は決算見込み)



歳入のうち主なものは、使用料・手数料収入で、その内訳は図18のとおりです。

図18. 過去5年間の使用料・手数料収入の内訳



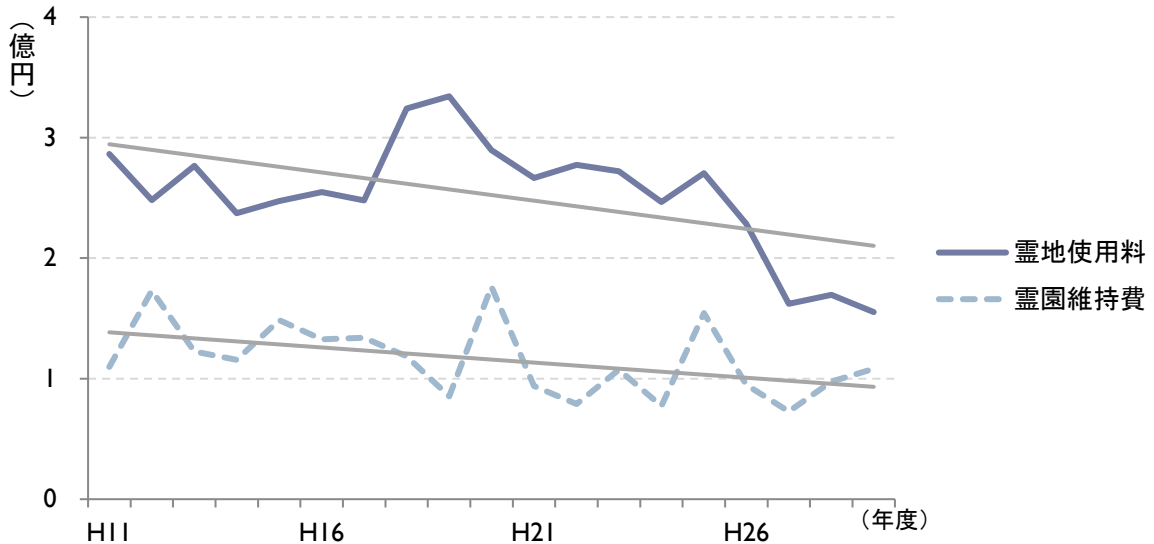
「霊地使用料」については、使用許可を行った初年度に発生するものですので、墓所の使用許可件数に応じて増減します。近年は普通墓所の使用許可件数が減少傾向にあるものの、合葬墓「虹の丘」の使用許可件数の増加によりここ数年はなんとか横ばいで推移しています。

また、「霊園維持費」については、使用許可をした年以降、20年又は3年に1回納入する制度であるため、その年度の支払者数などに応じて周期的に増減します。特に全体の3分の2を占める長期(20年)分

納維持費を選択された方については、1回の支払金額が大きいため件数に応じてその金額も大きく変動します。

そのため、特別会計の歳入については大きく変動しつつも、許可件数の減少に伴い減少傾向にあります。(図19参照)

図19. 過去20年における霊地使用料と霊園維持費の推移

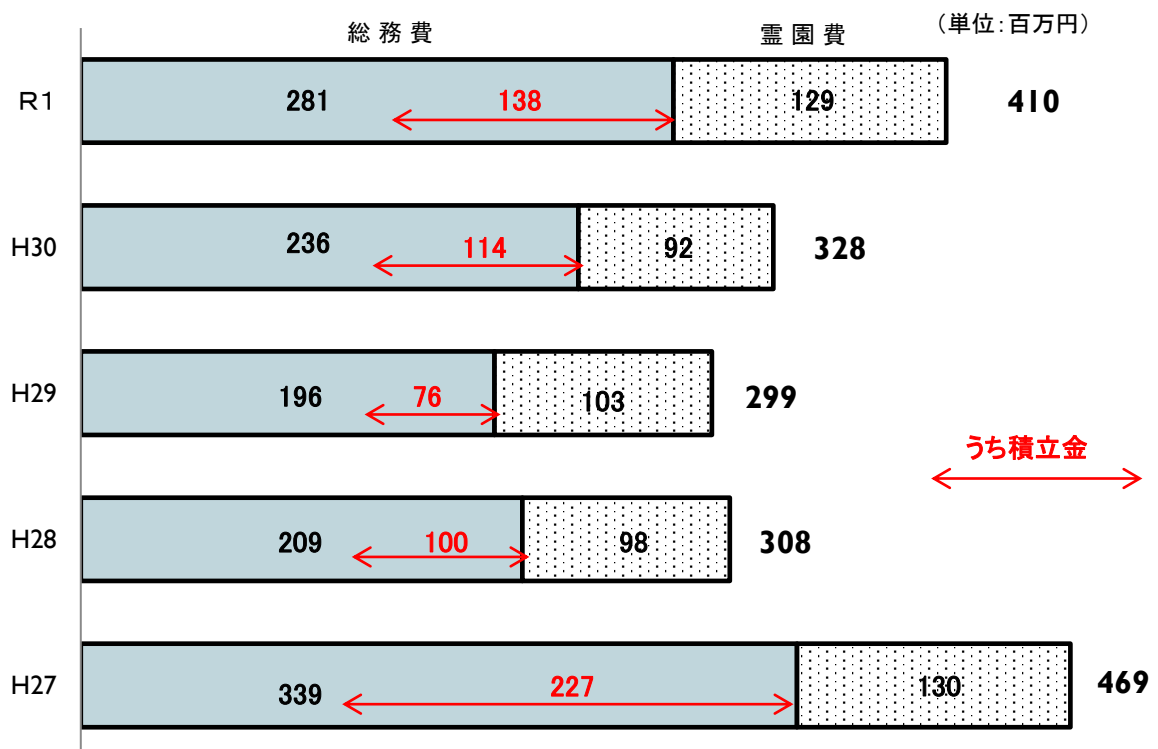


## (2) 歳出の状況

歳出の主なものは、人件費等の「総務費」と墓地・公園とこれらに伴う道路・インフラ等の基盤整備に充てる「霊園費」です。

歳出の内訳については図20のとおりです。

図20. 過去5年間の歳出の内訳(決算、支出済額: 令和元年度は決算見込み)



歳出については、歳入の増減に連動して増減していますが、これは長期現状、斎場整備に関する国等の補助制度が無いことから、分納維持費として収納した維持費相当額を、霊園整備基金に積み立てを行うルールになっているため、その年の維持費収入に応じて「総務費」の中の「積立金」が増減するためのものであり、これを除いた、その他の「総務費」は微増、「霊園費」は微減傾向にあります。

### (3) 今後の見通し

#### ① 歳入

##### (ア) 霊地使用料

霊地使用料のうち墓所の永代使用料については、使用許可件数や使用許可面積に応じて変動しますが、今後は使用許可数の増加はほぼ見込めないことから、減少傾向になることが予測されます。

過去10年間の使用許可件数については表16のとおり減少傾向にあります。平成28年度から平成30年度にかけての墓所の許可件数は100件前後で推移しており、今後も大規模な募集予定が無い中では、平成30年度レベルから少しずつ減少していく方向で推移すると思われます。

表16. 過去10年間の墓所の使用許可件数と永代使用料決算額

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
許可件数(件)	271	237	249	215	204	200	152	98	98	100
永代使用料(百万円)	260	235	246	240	211	218	176	109	111	105

一方、同じ霊地使用料のなかでも虹の丘使用料については表17のとおり年々増加しており(平成27年度からは市外分の埋蔵開始)、今後も一定の伸びを見せると考えられます。これは、祭祀に対する考え方の移り変わりとともに「合葬」に対する理解が進み、合葬墓を選択される方が増えていくことが予測されるためですが、このような状況の中でも近隣に同様の合葬墓ができたりするようなことがあれば減少に転じる可能性もあることから、慎重に推移を見守る必要があります。

表17. 過去10年間の虹の丘の使用許可数と使用料決算額

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
許可件数(件)	216	203	210	239	273	370	383	365	465	499
虹の丘使用料(百万円)	28	26	27	27	31	48	49	49	54	66

以上のことから、霊地使用料全体としては横ばいで推移するものと予測されます。しかしながら、墓所の許可件数の減少を食い止めるためにも、積極的な広報・周知を行うなど、使用許可件数の増加に向けた努力が必要です。

#### (イ) 維持費

維持費の支払対象者は、昭和55年の料金制度変更後に墓所使用許可を受けた人で、全体の約57%を占めます。残りの43%の方は昭和54年度以前に使用許可を受けた人のうち、使用許可時に維持費を永代分として一括の支払いを選択された方で、その後の維持費の支払い義務は発生していません。

そのため、維持費を永代分としてお支払いいただいていた方が墓所を返還され、その返還墓所に新たな使用者が使用を開始した場合には、維持費の支払い義務が発生するため、収入額は増加することになります。

近年の状況については図21のとおり、維持費支払対象者の割合が増加しており、平成30年度では56.9%に達しています。

しかしながら、図22に示すとおり、返還墓所数が許可件数を上回っている状況の下、許可件数全体が減少していくことも予測され、維持費収入としては現状維持で推移するものと予測されますが、返還件数が今より増加するようなことになれば維持費も減少していく可能性があり、慎重に推移を見守る必要があります。

図21. 維持費支払対象者割合の推移

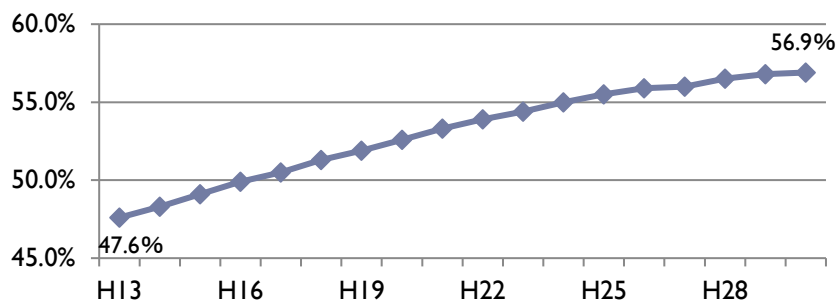
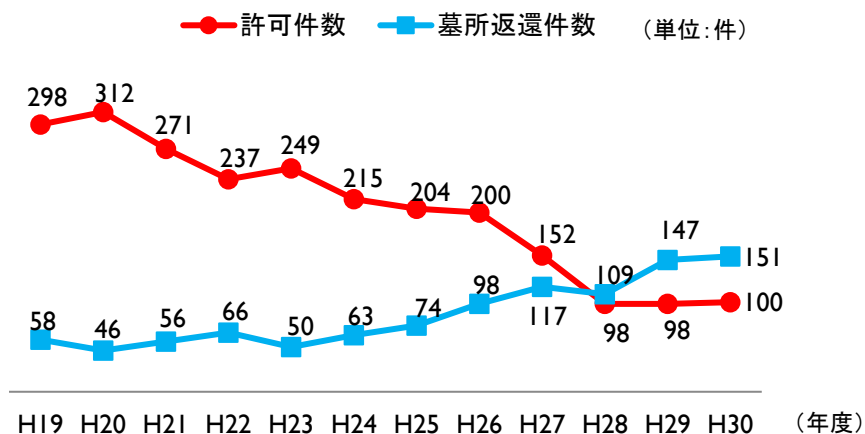


図22. 新規墓所許可件数と返還墓所数の推移



### (ウ) 歳入全体の見通し

以上のことから、普通墓所の許可件数が増加する見込みが得られない状況のもと、全体的に収入は減少していくものと予測されます。

霊地使用料(普通墓所)	減少	
霊地使用料(虹の丘)	増加	
維持費	現状維持または微減	

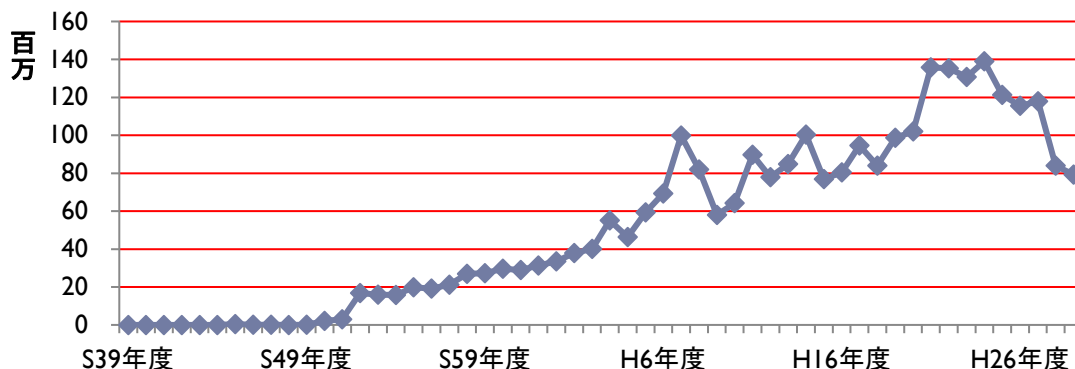
## ② 歳出

### (ア) 整備費用の推移

本霊園開業以来、これまでに要した整備費用については図23のとおり、年々増加しています。開業から25年を経過した平成初期ごろから、各所で老朽化設備の更新工事が増え始め、平成20年代に

水道管設備を集中的に更新した時期においては、維持管理費が年間1億円を超える年も見られます。

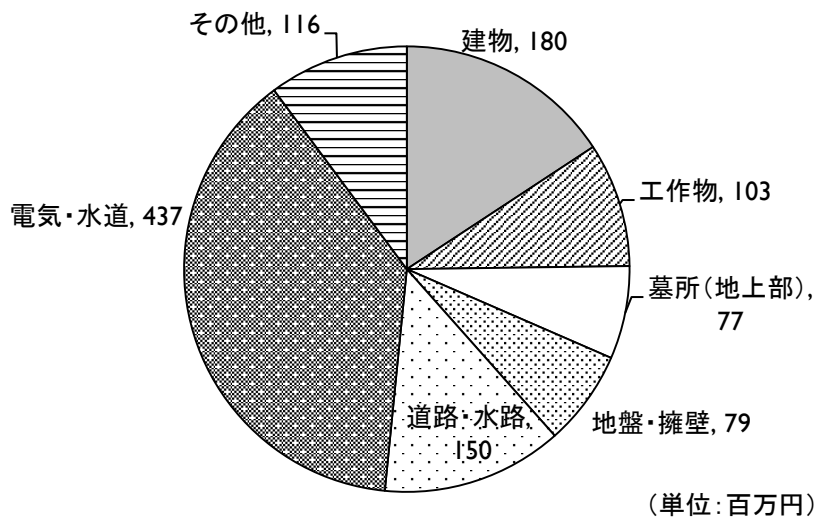
図23. 施設整備費用の推移



(イ) 整備費用の内訳

これまでにかかった施設の維持管理に要する費用のうち、樹木や植栽の剪定・消毒などの費用を除いた費用の内訳は図24のとおりとなっており、電気・水道設備など比較的耐用年数が短いものの比率が高くなっています。擁壁や道路などの耐用年数が長いものについては、これまでにかかった費用はそれほど多くありません。

図24. これまでの整備費用の内訳



これまでの施設管理においては、限られた予算の中で、判明した不具合箇所に対して対処療法的な手当てを行ってきたことから、法定点検などで不具合箇所が判明しやすい電気・水道設備などに優先的に費用をかけて整備してきたことがわかります。

(ウ) 今後の整備費用

本霊園開業以来、老朽化設備や不具合箇所等の補修を重ね、適切な維持管理に努めてきたところですが、地盤・擁壁のような不具合が判明しにくい施設については十分な管理が行き届いていないのが現状です。今後は、すべての施設の老朽化度合いを定期的に点検し把握していく必要があります。そのためにも、固定資産台帳をベースに点検箇所等を整理し、計画的に補修・整備を実施していく必要があります。

す。

今後の具体的な整備費用については、霊園整備計画の中で試算していきませんが、施設の老朽化が進んでいくことを考慮すると、整備費用は一定レベルまで増加していくことが予測されます。詳細な試算は霊園整備計画において行いますが、少なくともこれまでの経緯の中で最も整備費用を費やした平成20年代と同等の年間1億円以上の整備費用が必要になると予測されます。

#### **(4)財源の確保**

前述したとおり霊園事業特別会計の歳入については減少傾向にあり、一方歳出については増加傾向にあることが予測されています。

このような中、維持管理に必要な費用を確保するためには、既存の墓所の使用者を確保すべく、積極的かつ戦略的な周知・広報活動が必要となってきます。また、未整備区域における新たな墓所整備についても歳入の確保の一助となるよう検討していかなければなりません。

また、大規模工事等が必要な年や災害等による被害を受けたときなど、一時に多額の歳出予算を計上しなければならないことも想定されます。このような年においても対応が可能なように、現在、拡張工事のみにおいて処分することができる霊園整備基金の制度を見直し、維持管理や補修などの用途においても処分ができるように変更し、弾力的な運用を行う必要があります。

## 第4章 公園

### 1. 施設の概要

本霊園は都市計画決定された「墓園」であり、その主旨に基づき、墓地としての機能はもとより、墓参者等が、緑の中での散歩、散策、休息などの静的レクリエーション機能を併せ持つ公園として自然が豊かで静かな環境を保つべく整備を行ってきました。

とりわけ、春の時期の桜は「霊園桜」として、四條躰八景にも選ばれるなど、花見の名所となっています。

また、本霊園は、枚方市から柏原市まで続く生駒縦走歩道のコース上にあるため、多くのハイカーにもご利用いただいています。

墓園面積	57.0ha				
うち シンボルゾーン	約7,800㎡	日本庭園・新池庭園	約5,100㎡		
アスレチック広場	約7,400㎡	ひだまりの丘	約4,000㎡	など	
植栽樹木	高木 約100種 7,800本	中低木 約40種	約226,000株		

### 2. 課題

#### (1)設備の老朽化

公園内にはトイレ、あずま屋、遊具等の設備が多くありますが、更新・補修を行いながらも老朽化が進んでいます。

#### (2)植栽

園内には様々な樹木、草花が植えられていますが、中高木については霊園開業時に植えられたものが多く、50年以上が経過しています。中でもソメイヨシノは一般的には樹齢が50年といわれており、一斉に寿命を迎える危険性があります。

また、一時期流行した松枯れ病により園内のアカマツは壊滅状態にあり、近年流行したナラ枯れ病の被害も深刻で、数多くのシイ・カシ等のナラ類を伐採しました。

最近では、増え続けているイノシシによる芝生や低木等の掘り起しの被害も出ています。

#### (3)交通設備

お盆やお彼岸など、一時に多数の来園者が訪れる場合については、園内やその出入り口付近で車両の通行や駐車におけるトラブルが散見されています。園内に駐車スペースを設けていますが繁忙期には通路に駐車する車も多く、通行の妨げとなっています。

また、来園者の高齢化に伴い、園内の移動についての問題が生じています。特にバスで来園した方については、自分のお墓まで園内を歩いて移動する必要があり、坂道の多い園内を大変な思いをしながら移動されている方も見受けられます。

#### (4)バリアフリー化

園内の各所において、段差を無くしたり手すりを設置するなどバリアフリー化を行ってきましたが、まだ十分ではありません。今回のアンケートにおいても砂利敷きの墓参道では車いすの移動が困難であるなどの要望があり、ユニバーサルデザインの観点からの全体的な点検が必要です。

### 3. 整備方針

#### (1)公園整備の方向性

「墓地公園」については、都市計画法の主旨にもあるように、静かな雰囲気を保ちながらも、自然が豊かで市民にも親しまれる公園として整備を行う必要があります。

アンケート調査においても、飯盛霊園のイメージとしては「静かさ(28.8%)」が最も多く、次いで「安心感

(28.5%)」、「清潔さ(22.1%)」など、静かな落ち着いたイメージを持たれている人が多くおられることがわかりました。また、飯盛霊園にあればいいものについては「休憩施設(23.9%)」が最も多く、次いで「樹木などの自然(20.7%)」、「売店(17.0%)」などが多く、一方で「子供の遊具広場(5.0%)」や「ボール遊び広場(1.4%)」などの動的な利用を望まれている方は少ないことがわかりました。

また、本霊園は墓参者だけでなく、ハイカーの方々や周辺住民の方々にとっても多くご利用いただいております。ハイキングやウォーキングなどの健康増進目的や四季折々の景観を楽しまれるなど、広く親しまれているところです。

このことから、今後の本霊園における公園整備における基本指針として

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①豊かな自然を生かし、静寂な雰囲気の中での故人を忍ぶことができるやすらぎの空間作り</li><li>②墓参者だけでなく、ハイカーや周辺住民など、広く一般市民にも親しまれる癒しの空間作り</li></ul> |
|--|

を基本方針として検討していくこととします。

## (2) 計画的な管理

園内の設備や植栽等について、その耐用年数や樹種ごとの寿命を踏まえた管理が必要です。公園台帳の整備を行い、施設ごとの整備を計画的に行う必要があります。

道路、街路樹及び水道管等のインフラ施設については、一体的な工事を行うことにより全体的な経費の削減にもつながります。

## 第5章 災害時の対応

地震、台風などの災害時における本霊園の対応については、本霊園が直接被害を受けた場合に加え、関係市や周辺地域に一時に多数の死亡者が出た場合の火葬の対応や感染性の高い伝染病などによる死亡者が出た場合の対応などが考えられます。これらの場合は、関係市だけでなく大阪府や近隣斎場との連携が重要であり、発災前段階において計画を立てておく必要があります。

### 1. 本霊園が被害を受けた場合

#### (1) 斎場

##### ① 火葬炉及び斎場建物等の点検

災害による被害が考えられる場合には、直ちに火葬場運営委託業者と連携し、火葬炉の稼働状況の確認を行い大阪府広域火葬計画に従い大阪府及び関係市に報告する。

火葬炉の稼働が困難な場合には、ただちに大阪府に対し、広域火葬の応援を要請し、当日予約が入っている葬儀業者との連絡調整を行う。

##### ② 斎場専用道路の点検

倒木や積雪等により斎場専用道路の車両通行ができない場合には、直ちに障害の除去を行うとともに、う回路等の指示等を速やかに行い、その旨を葬儀業者等に対し直ちに連絡する。

#### (2) 墓園及び公園

##### ① 墓園の点検

地震による墓石等の倒壊など、災害による被害が考えられる場合には、全墓所の状況を確認する。被害を受けた墓所がある場合は、その旨使用者に連絡を行う。

##### ② 園内道路・公園等の点検

園内の道路、公園、トイレ、休憩施設等の点検を行い、必要に応じて通行禁止や立ち入り禁止等の措置を行う。

### 2. 火葬能力を超える死亡者が発生した場合

関係市及びその周辺地域で、災害等により一時に多数の死亡者が発生し、平常時の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことができない場合には、大阪府及び関係市と連携し、大阪府広域火葬計画及び関係市が定める地域防災計画に従い、連絡調整等を行うこととします。

### 3. 感染症等による死亡者が発生した場合

伝染性の高い感染症等により死亡した患者の遺体を火葬する場合には、厚生労働省が定める「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」及び「一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン」等に従い、火葬を実施します。

また、感染症等発生時に備え、火葬場業務委託事業者と連携し、事前に十分な研修等を行い、必要な資材等の準備を行う必要があります。